

半田市ふるさと景観づくり事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、半田市ふるさと景観条例（平成22年半田市条例第22号）に基づき、半田市の優れた景観の保全及び形成に寄与する個人又は団体等が行う景観づくり事業に対し交付する補助金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象等)

第2条 市長は、優れた景観の形成に寄与すると認められる行為（以下「補助対象行為」という。）を行う場合、補助対象行為の実施にあたり必要な経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 補助対象事業、補助対象者、補助対象地区、補助対象行為、補助率等及び限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象行為を行おうとする者が、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納している場合は、補助の対象としないものとする。

(事業認定申請及び決定)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、ふるさと景観づくり事業認定申請書（様式第1。以下「事業認定申請書」という。）に、別表第2に掲げる図書を添付のうえ市長に提出し、補助対象行為の着手前に事業認定の決定を受けなければならない。

2 過去に補助金の交付を受けた物件に係る同一対象物における同一補助対象行為については、当該補助金の交付を受けた日から5年を経過しなければ、新たに事業認定申請書を提出することはできない。

3 市長は、第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、認定の可否について決定し、ふるさと景観づくり事業認定通知書（様式第2）により通知するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、事業の認定について条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第4条 前条第3項の規定により事業認定の決定を受けた者が当該決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、ふるさと景観づくり事業認定申請取下げ書

（様式第３）により当該決定に係る通知を受けた日から３０日以内に申請の取下げをすることができる。この場合において、申請の取下げを行ったときは、当該決定はなかったものとみなす。

（事業内容の変更等）

第５条 事業認定の決定を受け、事業を行おうとする者（以下「認定事業者」という。）

が当該事業認定に係る補助対象行為の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ、ふるさと景観づくり事業認定変更（中止）申請書（様式第４）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

２ 市長は、前項の申請書に必要な図書の添付を求めることができる。

３ 市長は、必要と認めるときは、第１項の承認に条件を付することができる。

４ 市長は、第１項の規定による補助対象行為の変更又は中止の承認をしたときは、速やかにふるさと景観づくり事業認定変更（中止）承認通知書（様式第５）により認定事業者に通知するものとする。

（事業着手の届出）

第６条 認定事業者は、補助対象行為に着手したときは、ふるさと景観づくり事業着手届（様式第６）により速やかに市長に届け出なければならない。

（事業完了の届出）

第７条 認定事業者は、補助対象行為を完了したときは、ふるさと景観づくり事業完了届（様式第７）により速やかに市長に届け出なければならない。

（補助金の交付申請等）

第８条 認定事業者は、補助対象行為が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、ふるさと景観づくり事業補助金交付申請書（様式第８）に、別表第３に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の申請について補助金の交付を決定した時は、ふるさと景観づくり事業補助金交付決定通知書（様式第９）により通知するものとする。

３ 補助金は、前項の規定による通知後に交付する。

（補助金の部分払）

第９条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助金の一部を部分払することができる。

この場合において、部分払ができる額は、市長が認める範囲内とする。

２ 補助事業者は、前項の規定による部分払を受けようとするときは、ふるさと景観

づくり事業補助金部分払申請書（様式第 10）により市長に申請するものとする。

3 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、ふるさと景観づくり事業補助金部分払決定通知書（様式第 11）により通知する。

4 補助金の部分払は、前項の規定による通知後に行う。

（検査等）

第 10 条 市長は、補助事業者に対し、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第 11 条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる事項に該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 法令、この要綱及び補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

（2） 補助金を補助対象事業以外の用途へ使用したとき。

（3） 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に対し不正行為があったとき。

（延滞金）

第 12 条 補助事業者は、前条により補助金の返還を求められた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 19 条第 2 項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（補助対象建築物等の適正管理）

第 13 条 補助事業者は、補助を受けた建築物等の適正な管理に努めなければならない。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

ふるさと景観づくり事業補助金補助対象事業等一覧

補助対象事業	補助対象者	補助対象地区	補助対象行為	補助率等	限度額
景観重要建造物等保存管理事業	景観重要建造物等の指定を受けた建築物等を保存しようとする所有者等（ふるさと景観条例第34条）	市内全域	景観重要建造物等を保存するために行われる補修及び改修工事	補助対象経費の60／100以内	450万円
			景観重要建造物等の周辺整備に係る工事で、景観の形成上必要と認める工事		180万円
ふるさと景観づくり協議会運営事業	ふるさと景観づくり協議会として認定された団体（ふるさと景観条例第39条）	景観形成重点地区	研修会、見学会、アンケート調査の実施及び計画書、事例集等の作成、その他協議会の運営に関し市長が必要と認めるもの	基本補助額4万5千円 会員1人当たり4千5百円	18万円 （認定を受けた年から3年間に限る。また、必要な諸経経費を含む。）
		景観形成重点地区以外	景観形成重点地区の指定を目指すための上記の協議会運営又はその他協議会の運営に関し市長が必要と認めるもの		
特別景観形成事業	優れた景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとするもの（ふるさと景観条例第35条）	市内全域	優れた景観の形成に特に必要と市長が認めた行為	市長がその都度、額を決定する	

別表第2（第3条関係）

ふるさと景観づくり事業認定申請書添付書類

補助対象事業	行為の種類	図書の種類	明示すべき事項等
景観重要建造物等保存管理事業	景観重要建造物等の指定を受けた建築物等の保存のための補修、改修	位 置 図	方位及び行為地がわかるもの
		工事計画書	仕上げ方法及び色彩がわかるもの
		付近写真	敷地周辺の状況がわかるカラー写真
		工事見積書	工事内容ごとの見積金額
	景観重要建造物等の指定を受けた建築物等の周辺整備に係る工事	位 置 図	方位及び行為地がわかるもの
		工事計画書	仕上げ方法及び色彩がわかるもの
		付近写真	敷地周辺の状況がわかるカラー写真
		工事見積書	工事内容ごとの見積金額
ふるさと景観づくり協議会運営事業	ふるさと景観づくり協議会として認定された団体が実施する事業	事業計画書	当該年度の事業計画
		予 算 書	協議会の当該年度の予算書
		決算書及び事業報告書	年度を継続して補助を受けようとする場合は申請年度の前年度の決算書及び事業報告書
特別景観形成事業	市長が特に認めた景観の形成	市長がその都度定める。	

別表第3（第8条関係）

ふるさと景観づくり事業交付申請書添付書類

補助対象事業	行為の種類	図書の種類	明示すべき事項等
景観重要建造物等保存管理事業	景観重要建造物等の指定を受けた建築物等の保存のための補修若しくは改修又は景観重要建造物等の指定を受けた建築物等の周辺整備に係る工事	完成写真	カラー写真
		付近写真	敷地周辺の状況がわかるカラー写真
		工事代金請求書の写し	工事内容ごとに請求金額がわかるもの
ふるさと景観づくり協議会運営事業	ふるさと景観づくり協議会として認定された団体が実施する事業	事業報告書	ふるさと景観づくり協議会が行った事業の内容、参加人数及び使用した費用が記されたもの
特別景観形成事業	市長が特に認めた景観の形成	市長がその都度定める。	

様式第 1 （第 3 条関係）

ふるさと景観づくり事業認定申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所
申請者 氏 名
(電話 ー)

半田市ふるさと景観づくり事業補助金交付要綱第 3 条 1 項の規定に基づき、下記の
とおり関係図書を添えて事業の認定を申請します。

記

1 補助対象行為の内容

2 全 体 事 業 費 金 円

3 全 体 事 業 期 間 着手予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

様式第2（第3条関係）

ふるさと景観づくり事業認定通知書

年 月 日

様

半田市長 印

年 月 日付けで申請のありました、ふるさと景観づくり事業認定について下記のとおり決定します。

記

1 補助対象行為の内容

2 全体事業費金 円

3 認定補助金額金 円

4 全体事業期間 着手予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

様式第3（第4条関係）

ふるさと景観づくり事業認定申請取下げ書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

申請者 氏 名

（電話 ー ）

半田市ふるさと景観づくり事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、

年 月 日付けで申請した認定申請を下記のとおり取り下げます。

記

1 補 助 金 申 請 額 金 円

2 補助対象行為の内容

3 取 下 げ の 理 由

様式第 4（第 5 条関係）

ふるさと景観づくり事業認定変更（中止）申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所
申請者 氏 名
(電話 ー)

年 月 日付けで申請した補助対象行為を下記のとおり変更（中止）
したいので、半田市ふるさと景観づくり事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基
づき申請します。

記

1 補助金申請額（変更前） 金 円

(変更後) 金 円

2 補助対象行為（変更前）

(変更後)

2 変更（中止）の理由

様式第 5（第 5 条関係）

ふるさと景観づくり事業認定変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助対象行為の変更(中止)について、
下記のとおり承認しますので通知します。

記

1 補 助 対 象 行 為

2 全体補助限度金額 金 円

3 付 す る 条 件

様式第 6（第 6 条関係）

ふるさと景観づくり事業着手届

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所
申請者 氏 名
(電話 ー)

半田市ふるさと景観づくり事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり
届け出ます。

記

- 1 全体補助限度金額 金 円
- 2 補助対象行為の内容

様式第 7（第 7 条関係）

ふるさと景観づくり事業完了届

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所
申請者 氏 名
(電話 ー)

半田市ふるさと景観づくり事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 全体補助限度金額 金 円

2 補助対象行為の内容

様式第 8（第 8 条関係）

ふるさと景観づくり事業補助金交付申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所
申請者 氏 名
(電話 ー)

半田市ふるさと景観づくり事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり
関係図書を添えて補助金を申請します。

記

1 補 助 金 申 請 額 金 円

2 補助対象行為の内容

様式第9（第8条関係）

ふるさと景観づくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付で申請のありました半田市ふるさと景観づくり事業補助金交付要綱第8条の規定に基づく補助金の申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助対象行為の内容

3 付 する 条 件

ふるさと景観づくり事業補助金部分払申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所
申請者 氏 名
(電話 ー)

半田市ふるさと景観づくり事業補助金交綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり関係
図書を添えて補助金を申請します。

記

- 1

全体補助限度金額

金

円
- 2

補助金部分払申請額

金

円
- 3

補助対象行為の内容

ふるさと景観づくり事業補助金部分払決定通知書

年 月 日

様

半田市長 印

年 月 日付けで申請のありました半田市ふるさと景観づくり事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づく補助金の部分払について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1

全体補助限度金額

金

円
- 2

補助金部分払決定額

金

円
- 3

補助対象行為の内容